

環境省  
支障除去等基金で報告書  
産業界と調整、総額を決定

環境省「支障除去等  
に関する基金のあり方  
懇談会（座長・浅野直  
人・福岡大学法学部教  
授）は10月29日、これ  
までの議論を集約した  
報告書「関係者の役割  
と適切な費用負担等の  
あり方について」をま  
とめ、公表した。

同基金は、産業廃棄物  
の不法投棄等により  
生活環境保全上の支障  
がある事案に対し、行  
政代執行による支障除  
去を行う都道府県等を  
財政面で支援するもの  
の。報告書の主な内容を  
紹介すると、同省が実  
施する今年度の実態調  
査で今後支援が必要と  
考えられる不法投棄等  
の事案を精査し、必要  
な額を試算し、懇談  
会で決定する。また  
その総額を勘案し、  
2010年度以降、  
産業界からの基金へ  
の拠出額を、産業界  
と環境省が調整し、決  
定する。  
ただし、積み増し期  
間は3年間、2010  
年度以降新たに発覚す  
る事案は同基金の対象  
に含めない。  
必要額の試算の対象  
となった事案で、積み  
増しされた総額の範囲  
内で支援できなかった  
ものがあつた場合、2  
010年度以降新たに  
発覚する事案等で支援  
が必要となった事案と  
併せて改めて検討され  
る支援スキームによ  
り、可能な範囲で支援  
する。  
新たな支援スキーム  
は、産廃特措法の動向  
等も踏まえ、今年度内  
にも同懇談会で検討に  
着手、2012年度末  
までの3年間で結論を  
得る。  
今後は、今年度末を  
めどに開催される予定  
の懇談会で2010年  
度以降に積み増しをす  
ることが必要な金額が  
決定される予定。